

史料紹介

綱光公記

—— 応仁元年曆記・応仁元年四月別記 ——

遠須 桃田
藤 中田 崎
珠 牧 奈 有
紀 子 保 郎

『東京大学史料編纂所紀要』二〇号〜二四号所載の「綱光公記 文安三年・四年曆記」・同「享徳三年曆記」・同「寛正三年曆記(一)」・同「寛正三年曆記(二)」・寛正五年曆記(一)・同「寛正五年曆記(二)」・寛正五年一月一二月別記」に続き、今号では広橋綱光の応仁元年(一四六七)曆記、同四月別記「後花園院日野第御幸記」を翻刻・紹介する。本記の性格については二〇号を参照していただきたい。

応仁元年曆記は、ご子孫にあたる広橋興光氏と、国立歴史民俗博物館(広橋家旧蔵記録文書典籍類目六三―八四〇)が所蔵されている。間明二行の同年の書写具注曆に記されている。歴史民俗博物館に、三月一日〜五月七日、五月一四日〜七月三日、七月一〇日〜二二日、九月二日〜十一月一九日、十二月一五日〜二〇日、十二月二七日〜曆跋がある。そして広橋氏ご所蔵のうちに、三月五日〜一〇日、五月八日〜一三日、七月四日〜九日、七月二九日〜九月一日、十一月二〇日〜十二月一日までの曆が存し、両者をあわせると三月以降はおおよそ残っている。歴史民俗博物館所蔵分の卷子二巻の題簽には『済』／『叙九八』／綱光公曆記(自応仁元年三月十一日至十二月廿九日／首間欠(三十以前、

自五八至十三、自七四至九、自七廿三至九十一、自十一廿至二十四欠)自筆本 一卷／『綴合このま』とある。

また本記の紙背は、後に孫兼秀が大永二年三月二十九日の大間書を記すために利用している。この大間書は年末の裏より書き始められ、三月五日の裏で終了している。この大間書を記した折に、余白となってしまうた応仁元年曆の年頭から三月以前の部分は廃棄されたのであろうか。

応仁元年時の綱光は三七歳、従二位権中納言で、武家伝奏を勤めている。子息の兼頭は一九歳で、この年正月に正五位上右少弁に叙任され、一月に左少弁に転じ、本格的に朝廷への参任を始めた時期となる。將軍は足利義政、天皇は後土御門天皇、院は後花園院である。

この年の最大の事件は応仁の乱の勃発であろう。以下主に『綱光公記』から窺える経過を簡単にまとめる。
寛正中年頃より諸家で家督争いが頻発する。文正元年(一四六六)には「室町殿御父」と称された伊勢貞親や斯波義敏父子等が政権を追われ文正政変が起きた。翌文正二年正月、畠山政長は管領を退き、山名宗全・畠山義就と結ぶ斯波義廉が新たに管領となった。これに対し正月一

八日、畠山政長は兵をあげるがすぐに鎮圧された。綱光が五月一四日条で「正月の如く」内裏・院の番を強化すると述べているのは、この時の事であろう。三月五日に「応仁」と改元された。その後、三月・四月は比較的平穏だったようである。本記にも、大原野祭をはじめとする諸社の祭や県召除目などの記事がみられる。

ただし五月九日の今宮祭では、印地打が激しく死者も出たらしい。綱光はそれに続き「世上また物念、雑説等あり」と記している。この頃から再び不穏な情勢になって来たのであろう。五月一〇日、赤松政則が、山名宗全の播磨国に乱入し、再度戦いの火ぶたが切って落とされた。情勢悪化を受けて、京都でも一四日には先述のように内裏・仙洞小番に副番が添えられ、警備が強化された。京中には陣が構えられ、五月二五日夜半より合戦となった。綱光はこの合戦を「公儀におよばず、あえて朝敵なし、ただ自他威勢を振るうのみなり」と記しており、私戦と認識していた。二五日から二九日にかけて、所々で合戦が行われ、寺社や貴族の家も多数焼失した。二九日、祖父兼宣の建立した瑞雲院が六角高頼の兵により放火される。三〇日には、細川勝元より牙旗（將軍の旗）が申請され、六月五日に下された。これは二七日より勝元が室町殿の寢殿に参候していたためという。この間も合戦が行われ、所々が焼亡している。七日に勝元の要請により山名宗全等に対し、帰参するよう御内書が出された。しかしその後も合戦は続いている。中でも綱光は勅撰集編纂中の和歌所が焼亡したことに衝撃を受けている。また方々の寺社で静謐の祈祷も行われた。これらの祈祷に際し、東山御物で供料が賄われているのも注目される（六月一〇日・一三日条など）。

八月に入ると山名方として兵庫まで上がってきた大内政弘が、摂津西宮の軍を突破し（五日条）、京に入った。同月半ばから再び洛中で合戦が続き、摂関家の近衛邸・鷹司邸なども焼亡した。九月に入り、一

日・一三日にも激しい合戦の様が記されている。一〇月三日、山名方が相国寺の武田陣、室町殿近辺に攻め込むが撃退された。同日、義政より後花園院に奏請があり、山名に対する治罰院宣、四大寺に忠節の院宣が発給された。院への使いは綱光が勤めている。ここから暫く日記は中断する。この間、京都は一時的に静謐を取り戻したようである。日記は一月末から再開されるが、この一月末から二月中旬にかけて、綱光は奈良に下り、興福寺・東大寺等に詣でている。天皇・院は八月以来室町殿に避難しており、九月には後花園院は出家して法皇となった。一二月二七日、義政は初めてこの仮住まいを訪ね、宴が催された。その場には綱光も参仕した。晦日にあたる二九日には、例年通り室町殿の御服の下行などが行われている。

この騒動の間、綱光は連日室町殿に祇候していた。その忠節に対し、嘉吉年中に拝領しながら、その後御料所となっていた伊勢斎宮関務の権益が返給されている（一月二七日条）。一方で何度かの危機を乗り越えてきた広橋邸は、八月二一日について炎上した。広橋家の文書・蔵書等は他所へ避難していたが、座右の文書・公事奉行宣旨・宣命・勘例・勅書など百余合が焼けたという。また綱光の母豊子女王や室撰津満親女は宇治付近の家領衣比須嶋庄に疎開していた。八月には、室はここで女兒を出産している（八月一日条・一二日条）。綱光にとっても激動の年といえよう。

この暦記に対応するものとして、後花園院の御幸に関する別記が存在する。今回、こちらもあわせて翻刻紹介することとした。この別記は綱光自筆本が「後花園院日野第御幸記 応仁元年四月十日（尾闕）」（広橋家旧蔵記録文書典籍類目六三―二五）として、現在国立歴史民俗博物館に所蔵されている。寛正五年（一四六四）のかな具注暦を翻して、その裏に記されている。暦で数えると七月一五日～九月三〇日の三紙分が現

存するが、その後が失われてしまっている。題簽には「後花園院日野第御幸記（応仁元年四月十日 綱光公自筆本 / 尾闕） 一巻 『綴合もとのま』』とある。

この別記には、タイトル通り四月一〇日の後花園院の日野勝光第御幸について記されている。御幸は五月末に京中での合戦が再開する前の小康状態の中で行われた。院が室町殿以外に御幸するのは、応安四年（一三七二）七月二五日の二条良基第以来約百年ぶりであった。それが一門の日野第であったことを、綱光は「一門光華に及ぶ、珍重珍重」と喜んでいる。またこの御幸では、子息の兼顕が特に命じられて奉行を勤め、綱光がその手助けをしている。応仁元年記には、このほか日次記も一部、四月一〇日条・二五日条・二七日条が現存する（国立歴史民俗博物館蔵H六三―六七四）。

今号で広橋綱光の歴記のうち、現在知られている分については紹介を終えた。次号よりは日次記・別記を順次紹介していきたい。大方のご教示を賜われれば幸いである。

末尾になるが調査・翻刻を御許可下さった広橋興光様・国立歴史民俗博物館に感謝申し上げる。

なお本稿は「室町後期・織豊期古記録の史料学的研究による政治・制度史再構築の試み」（科学研究費補助金・基盤研究（C） 研究代表遠藤珠紀）の研究成果の一部である。

【凡例】

- ・翻刻に当たっては、具注暦部分は略し、日付と干支のみ、ゴシック体で示した。推測によるものは（ ）を付した。
- ・出典は、それぞれ該当部分の冒頭に符号を付して示した。符号は広橋興光氏蔵『接綱御記』を㊦、国立歴史民俗博物館蔵『綱光公記』を㊧とした。また別記の紙継は」で示した。
- ・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。傍書・挿入箇所も適宜本文中に追い込みとした。
- ・本文には読点および並列点を適宜加えた。
- ・尊敬を表す闕字は適宜存した。
- ・欠損の箇所はおよその字数を計って□または□□で示した。抹消された文字は左傍に、を付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■または■と示した。残画により推測できる文字は□に入れ示した。判読不能の文字は☒で示した。
- ・本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は（ ） 、人名注など参考のためのものは（ ） に入れ傍に記した。なお人名注は現在通用する家名および名を用い、各月の初出時に示した（例えば室町殿は足利三春あるいは義成でなく義政とした）。入道した者については、まず法名を示し、続いて俗名を示した。
- ・その他、適宜○を付して注記を示した。

一〇 〔元仁元年三月〕

十一日丁丑、

晴、大原野祭式月延引云々〔可〕為明後日云々、兼〔廣橋〕頭分配間、自今夜始神事、

十二日戊寅、

晴、御月忌〔綱光又廣橋兼郷〕如例、

十三日己卯、

晴、大原野祭也、上卿四辻中納言・弁兼頭〔美仲〕參向、内々騎馬、景敦有共、

於釣殿着装束、帶〔赤衣〕・門部・隨身二人・布衣侍一人・小雜色二人召具之、

火長略之、不可為例、幣料百疋、兼日下行神主、次第如例云々、弁定記〔廣橋兼頭〕

歟、内侍不參也、

廿四日庚寅、

晴、景召除目也、室町殿〔足利義政〕・今出河殿御申文如年々作進之、予年給申文

獻之、依〔仰〕召予參陣、取硯篋、日野大納言依第二不取之、両説歟、藤中納言〔武者小路登世〕・

中御門宰相等也、三〔坊城後頭〕篋頭〔日野勝光〕弃取之、有別記、藏人弁兼頭今日初參、無為也、

自愛〔宣風〕、執筆内府也、

廿五日辛卯、

晴、除目第二日也、

廿七日癸巳、

晴、除目竟夜也、

廿八日甲午、

晴、〔八〕幡御社參〔依社訴力〕延引、參内、今日近臣人々一献申沙汰也、予兼日

相触之、是年始嘉例也、当年遅々了、二舞、於東庭奏一曲、入夜人々退

出、内府以下如去年大飲御酒間、室町殿御修法開白、兼頭所召進也、

散状者予書之、妙法〔教覺〕院僧正御坊也、御撫物等、如先々可申出由、仰合了、

抑別当〔烏丸勝光〕・廷尉共以今夜辞退申者也、

〔烏丸季光〕

廿九日乙未、

晴、早旦參 室町殿、御卷数持參御前、後間、予余醉以外也〔在〕在所昨日

令盃酌哉由、伊勢備中守有御尋云々、内裏御一献由申入之、可恐〔高藤〕、

今日御会也、又余醉哉被仰出云々、畏申者也、

四月小

一日丙申、

晴、早旦參賀 室町殿、構見參、兼頭所召具也、所々儀又如例、珍重〔廣橋〕、

入夜參 内・院、被下天酌、祝着、平野祭、上卿北畠中納言、弁不

參、内侍又不參云々、平座、兼頭奉行、着白重參 内、公卿日野大納言・

一条宰相中将、弁兼頭、少納言不參、有別記、先被行平野臨時祭、使四

条少將隆繼朝臣、当日事、季光相語間、兼頭所申沙汰也、

二日丁酉、

晴、早旦參 室町殿、御修法修中御加持也、妙法〔教覺〕院僧正御誕生・御身固

以下御加持等、事終之後、予參御前、条々伺申後、申御加持儀、如先々、

次向松波宿所、内府入来故也、大飲酒、及晚帰宅、

四日己亥、

晴、參 院、臨時祭伝 奏參会、条々奏事、及晚詣都護卿亭、有来樂、

近臣少々会合、入夜帰宅、

五日庚子、

晴、日出以前參 内、依番請取也、入夜権帥卿入来、

六日辛丑、

夕立、雷鳴、

七日壬寅、

晴、頭中将入来、賀茂祭条々違乱事、被仰下故也、即伝 奏冬房卿・伯

益主〔平松資冬〕等入来、将又日吉祭等之等也、兼頭内府以下亭罷向、予為使也、

二位等入来、

十三日戊申、

雨下、日吉祭依社訴延引、

十四日己酉、

晴、賀茂祭延引、可為下支干云々、依近衛使違乱也、雖有其例、邈近儀也、可驚く、

廿五日庚申、

晴、賀茂祭也、近衛使資冬(白川氏)典侍四条前中納言沙汰立之、伝奏万里小路前大納言、奉行資冬朝臣(平松)將也、近衛使臨時御訪万七千疋被下了、

廿六日辛酉、

晴、石清水臨時祭也、兼顯奉行、委有別記、

五月大

一日乙丑、

晴、早旦奉拜尊神等、依所勞不出仕、兼顯所參賀也、

五日己巳、

晴、早旦參賀 室町殿(足利義政)、兼顯同參賀、構見參、珍重く、所々參賀如每

度、被仰下云、一上御辞退事、多分九月御嘉例間、今月事、可有御延引歟由、被仰下間、尤可然由申入了、但殿下可申談由、被仰下之間、先度

御延引可然由被申之、追申入間、九月可申沙汰由、被仰下者也、

七日辛未、

晴、自今夜於 室町殿被行御修法、三宝院(義賢)准后令參住給、四月御祈也、

自今日暫不可有御出云々、五月中先々如此、

一九日癸酉、

雨下、今宮祭礼無為云々、印地以外興盛、死人在之云々、世上又物念、有雜說等、為之如何、

十日甲戌、

晴、參 室町殿、

十二日丙子、

晴、御月忌如例、

十四日戊寅、

晴、依世上物念、小番(禁裏)、副番事、各可相触由、被仰下之間、番頭各触者也、如正月至五番内裏、自六番可為仙洞也、仁木右馬助(教將)禁裏為警固、

下吉良洞中為警固、室町殿近衆輩所々警固、今度諸大名不可參候由、内々御沙汰也、尤可然、正月儀輕頭之躰也、凡今度物念者、細河与山名

自他敵論之故、構城□先代未聞曲事也、為之如何、仍諸大名左右相分者也、

廿日甲申、

晴、依番參 内、廿余人祇候、一盞張行者也、今日崇賢門院御月忌也、

如例、

廿二日丙戌、

晴、又雨下、所々要客逐日無通路、洛陽之躰先代未聞事也、

廿三日丁亥、

晴、參 内、又參院、師子御車金物令取放、渡粉井方、執權相對遣一行了、此御車、此間美相院門跡被預置之処、為陣中之間、被召寄、被置御車宿、是内府依申入也云々、鹿苑院殿御車也、代々被成院御車故也、

廿四日戊子、

晴、地藏講、

廿五日己丑、

晴、依番參 内、一盞張行、及晚有物念之說、細河与一色陣相論云々、

忿退出之処、入夜上下忿劇也、寅刻計、細河右京大夫率京極并赤松群兵、參 室町殿云々、乍驚相尋之処、四足門前、凡四方圍申云々、言語道斷次第也、即一色没落、於小河成身院手及合戰、予念參御所、已及天明程也、

室町殿東面京極一党警固、更不入之間、廻計略參入者也、若公只

今渡御也、殿中番衆・小番輩警固而已、

廿六日庚寅、

晴、自早旦所々合戰、(山名手)太田垣自細河押寄放火、一条大路猪隈合戰、兼種(下部)

宿祢以下放火、細河兵部大輔、(勝久)畠山群兵馳向放火、女房等死云々、細河(成之)

讚岐守与管領・畠山合戰、死人如山云々、時声四方喧、(斯波義廉)城中未代作法、(義就)

為之如何、凡今度儀諸大名數十人引分合戰之間、不及公儀、敢無朝敵、只自他振威勢而已也、

廿七日辛卯、

晴、今日又合戰、自昨夜 室町殿宿直、智恩寺・行願寺以下所々放火、法滅時來歎、歎入之外無他、

廿八日壬辰、

晴、淨菩提寺燒失、一条院以來寺也、安居院坊為合戰場炎上、驚歎入之外無他、代々家門無他、略子細也、不及力、本尊以下無為云々、(良春)猪隈僧

正坊同燒失、冷泉家同之、凡一条迎及荒野、眼前之衰、乱国極、不及言詞、

廿九日癸巳、

晴、早旦瑞雲院為六角手放火云々、存外也、(高頼)祖父入道殿御建立、(勘解由小)瑞雲院(基教)

殿以來御居住寺也、歎有余、本尊以下無為也、自鷹司宰相中將殿、贈左相府御讓与各所内也、

卅日甲午、

晴、合戰之躰同篇、御旗、右京大夫勝元朝臣申請云々、(細川)両方儀、不可有御存知由、被仰出上者、不可被下云々、就其種々雜説、及公儀、以外次第也、所々御祈事被仰下之間、重相触者也、

室町殿參候如日々、昼程參院、重事条々奏事、被驚思食事也、是 室町殿參懷之余、御進退問事也、仍以 勅筆奉書、被仰内府了、

六月小

一日乙未、

晴、入夜參 御所、(足利義政)可被出御旗之由、被仰出云々、是細河噉々申入故云々、為之如何、自去廿七日御寢殿參候、(勝元)是何事敵陣若可參入歎計略云々、

二日丙申、

晴、合戰、両方死人手負問知数云々、(豊氏)凡注進為一無実説問、不能記、是第一之珍事也、今日山名宮内少輔・同七郎・一色五郎三人属山名手、殿

中退出、一色兵部少輔去月即引退、以外之次第歎、三日丁酉、

晴、今日者無合戰、

四日戊戌、

晴、入晚參御所、

五日己亥、

晴、夕立、今日被出御旗、飯尾肥前守(之種)於中門渡右京兆代今河治部少輔

云々、其躰不先規云々、如何、御釵、御馬等進上云々、其後赤松二郎族、一条辺打出、及合戰之理云々、大宿・仏心寺・円興寺等炎上、予昼夜祇

候、(足利義政)室町殿、如此間、將又警固事被 宣下云々、尤可然事也、依無上卿、消息 宣下云々、頭弁広光朝臣 宣下、上卿中院大納言云々、

六日庚子、

晴、今日所々炎上、入晚參 御所、

七日辛丑、

晴、今日不可有合戰処、(斯波義廉)管領・朝倉与赤松并伊勢衆及合戰、当西炎上、余煙及広、下御靈社廻祿、言語道断次第也、(孝景)可驚可恐、後道場余煙云々、無程靜謐、近所仰天之処、無為祝着、遂日自敵之躰可謂魔性、為之

如何、今日山名・畠山・一色之外、悉可帰参由御内書事、(宗全)右京大夫申成

如何、今日山名・畠山・一色之外、悉可帰参由御内書事、(細川勝元)右京大夫申成

云々、入夜祇候御所、

十日甲辰、

晴、戌刻大流星、色赤、落乾方、兵革・火事、公武御慎不輕云々、被行略泰山符君御祭、在盛卿勤仕之、御馬・御劔三千疋也、依無用脚、被出御物了、

十一日乙巳、

晴、京極以下向内野、一色堀河五郎家放火、余煙及広、折節自南風烈、公武以下人々・民屋等焼失、天魔所行也、安禪寺殿・光聚院・長講堂・常盤全明井宮・雅親卿・教親卿・時兼卿・広光朝臣・有宣等焼失、可謂言語道斷者也、殊和哥所炎上、先代未聞之次第也、撰哥中、可驚可恐、武家奉公輩至奉行入、多以焼失、至小河靜謐、陣中 室町殿等為近々処、無為、尤以珍重神妙也、

十二日丙午、

晴、早且自御所退出、無程告送云、飯尾下総守為數於御所門外八幡被誅云々、此間及其沙汰了、此間世上事申次人数也、雖被尋仰、無其敵云々、雜說連々、山名辺通達事在之、依其如此云々、希有次第也、人々恐怖、勿論（広橋兼郷）、猶有雜說等、無記益、御月忌如例、今日兼頭（広橋）向東福寺南面、數日歛樂之間、不及出仕之間、蜜々如此加下知了、後減之間、自愛（）、

十三日丁未、

〔圖〕 〔圖〕暑無比類、參、御所、為御重厄御祈当月分、自明日被行三万六千神御祭、為准大法間、為五千疋、御弓・征矢五腰・御劔五腰・御馬・御牛等事、加下知了、御祭文者就准大法、内々在貞卿書進之、先例在之云々、御撫物・結願日御代官事伺定了、下知布施下野守、將又於青蓮院可被行熾盛光法云々、天下靜謐・御運長久・變異等御祈也、内々青准后被計申者也、二万疋也、可被出御物由治定、条々如去年九月儀、予指腹之間、

今夜不參、

十四日戊申、

晴、上七社・四个大寺・吉田・北野等社可被成靜謐御祈之由、伺定者也、内府令申合了、下知布施下野守、御劔・御馬各被進之、將又粟田宮御劔・御馬被進之、予申沙汰者也、抑管領彼官人（被）於東洞院辺近落沙汰之間、上下輩蒙瑕、珍事至極也、

昨晚二星（太白与）合、變云々、可驚可恐、抑昨夕自三塔事書、以座主奏聞、世上動乱事也、予伝奏者也、

廿二日丙辰、

晴、自鹿苑院被注進申云、山名城為沙汰、北山鹿苑寺破脚云々、可驚可恐、御寺之内一段（之）為禪閣也、金堂打破云々、乱悪不及言詞也、

廿三日丁巳、

晴、熾盛光法結願、御撫物被返進者也、將又三万六千神御祭今夜結願、御代官一色二郎、在貞卿衣冠祇候、申御身固畢、珍重、予宿祇候、如夜々、廿四日戊午、（足利義教）晴、普広院殿御忌也、御八講、依念劇不被行者也、此御願被始行以來、被止例初例歟、可悲、後勘、鹿苑院殿御代被略例有之云々、応永六年歟、可尋、

廿五日己未、

晴、早且自 室町殿退出後、美物兩種進上之、副折紙、同今出河殿一種進上之、廿八日壬戌、晴、弁才供養如例、夜々 室町殿祇候、如此間窮屈、為之如何、廿九日癸亥、晴、御卷数如毎月進上、及晚着太口、參 室町殿、六月祇御輪所役也、

去年者依指合、益光御參勤了、入夜出御竹簀子、有其儀、有宣朝臣御裾

參仕之、如先々、次御台御方御祓、御所様被召事、又如年々、次出御六

間、若君御方西有御越、予勤仕之、有宣朝臣於御懸壺奉仕之、次又烏丸

若君御方有御越同前、依念劇、有殿中御座故也、次今出河殿於泉殿有御

越、同前、女中方々有故障不被越者也、姫君御方々被略了、予方輪如年々、

慈母御方以下、以御撫物沙汰之、珍重、若君御方初所役之間、進御

鈿、抑畠山左衛門佐宿所炎上、京極令放火云々、城今日又時声喧、

七月大

一日甲子、

小雨下、初秋朔珍重、早天下静謐事、仰仏神之冥助、勿論、

十二日乙亥、

晴、御月忌如例、

十四日丁丑、

晴、入夜雨下、水向儀如例年、嶋御座所進了、

於今日者不參 室町殿、為念珠也、

十五日戊寅、

晴、御靈供等如形致沙汰者也、荷葉供御、如年々所々進上也、嶋へも進

入、自撰津方兩所如年々到来、祝着者也、嶋へ分進者也、自午下刻時分、

管領城衆打出、狼藉之余大門懸火間、無力青侍打出、退散、少々手負、

死人在之、当方六人有手負、雖然無子細者也、可謂高運、於門者打消畢、

此辺合力輩謝遣了、

廿一日甲申、

晴、慶雲院殿廿五年御忌云々、於相国寺慶雲院有御作善云々、予二百疋

可進上由、雖被相触、不事行候自相国寺大井郷年貢未進沙汰之内にて、

可預了簡由、鹿苑院申請了、

廿二日乙酉、

晴、美物一種 室町殿進上者也、

卅日癸巳、

晴、御卷數付申次披露之、依無御出座也、入夜參 御所、

八月大

一日甲午、

晴、八朔月儀、就世上之動乱、公武被停止之間、自 室町殿、不及被進

物也、予不及用意、為之如何、入晚參 室町殿、

二日乙未、

晴、炎旱以外云々、可歎、世上式同篇、上下諸人令退屈、可驚可悲

三日丙申、

四日丁酉、

晴、典侍殿依召參 室町殿、仰世上之式、其後不被申御返事、不輕念

之報為被申入云々、入夜雨下、甘露也、

仰自聖護院准后被申那、泰山府君御石屋御祈禱事、自去比令申上給、

披露之間、就御重色可有御沙汰由被申了、然供料未到之間、于今延引、

近日催促之御注進申入間、三千三百五十疋以代物被渡進了、

五日戊戌、

晴、典侍殿今日又御參御所、昨日 勅答故云々、入夜予參候如夜々、抑

大内新介此間已兵庫下着由、風聞之処、以群兵相支之間、不可上落由、

有其沙汰之処、以夜打懸、自西宮山上落間、撰州兵皆以、落由、有其說、

然者右京兆歎儀至歎、世上就其有浮說、為之如何、

天明時分聊雨下、

八日辛丑、(日野重子)晴、勝智院殿御月忌也、

九日壬寅、

晴、自今日、於美相院御坊被行不動法、供料參千疋、被出御物者也、千

阿弥奉行、兵革等御祈也、入夜御所参候、藤中納言入道・烏丸・永繼卿・(飛鳥)

雅康朝臣等参会、女□□御樽三荷・美物三色・折以下拜領、眉目至、殊

畏申入者也、面々賞翫、伊□□備申入来、令祝着者也、幸甚々、抑老尼

故淨蓮童子養育、自先公御代被召遣上臈也、今夜死去云々、不便々、

即細河今御也、

十日癸卯、

晴、暁天雨下、自今夕於 内裏被行仏眼法、阿闍梨三三宝院准后令参住給、

奉行季光也、供料三千疋、以御物被出之、仙洞御沙汰也、予伝 奏也、

及晚参 室町殿、

十一日甲辰、(山城因衣比須嶋庄)雨下、又晴、自衣比須嶋慈母御書被下云、女中座昨夜、(撰津満親女)刻、平安女子誕生

云々、祝着々、即相尋勘文、召進者也、殊息災云々、入夜又 室町殿

祇候、

十二日乙巳、

誕生小女今日晚也、珍重々、

晴、自今日於青蓮院門跡重被行御修法、(一字)小法也、供料三□疋、被出

御物(御香合)云々、千阿弥奉行也、天下安全御息災御祈、同前御撫物申出

渡申之、將又於興福寺有御祈、大般若経料五千疋、被出御物、予令申沙

汰者也、伝 奏内府被加下知了、御月忌、如例精進、

十三日丙午、

晴、去年十二月卅日当年太一定分御祈、太神宮以下御願書等被成御判畢、

六千疋神用等事、于今不被下行間、一昨日令披露之間、以御物同被渡遣

了、千阿弥奉行間、遣一行者也、是鹿苑院殿太一定分御年御祈禱御例也、(足利義滿)

兼敏朝臣奉行也、入夜参 室町殿、有雜説、殿中物念為之如何、

十四日丁未、(広橋兼宣)雨下、祖父入道殿御月忌如例、

十五日戊申、

暁天以後誓願寺炎上、自城懸火云々、可悲可哀、春日大明神御□尊御作

也、但無為奉取出云々、神妙々、

十六日己酉、

晴、管領城打出、陽明并鷹司家門・大館宿所等悉燒失、可驚可哀、已及

撰錄家災、未代作法、為之如何、此宿所已燒上之處、打消者也、先以安

堵、但無油断者也、

十七日庚戌、

晴、宿所片角在家近出懸火之間、已家門及難義之處、無為、先以祝着々、

少々立物以下遣他所者也、時剋到来、不一身愁、為之如何、

十八日辛亥、

晴、室町殿馳参者也、依物念也、但無為、珍重々、每事珍事仰法也、

廿一日甲寅、

晴、宿所炎上云々、存内事也、可歎々、(勘解由小路兼綱)瑞雲院殿御代以来居住、已星

霜積旧宅也、惣別事間、無力次第也、乱妨人相交之間、文庫入火了、文

書大略所々雖渡遣、百余合燒失了、可悲々、座右并公事奉行宣旨・宣

命・勘例・勅書・南都以下也、青侍宿所悉燒失了、

九月小

一日甲子、

晴、菊月珍重々、三宝山敵陣已取陣之由、依有其沙汰、武田治部少輔

二百人計罷向処、自三方取廻及合戦、両方手負・死人如雲霞云々、即門

跡炎上、其外転法輪三条・藤中納言・万里小路前大納言・前菅大納言・

顯長朝臣・為親、將又菊亭前内府・永熙朝臣・徳大寺・西園寺・旅所等
悉炎上、在家者不知其數、禁裏・仙洞□御所無為、尤神妙、珍重、
先代未聞次第共也、為之如何、公家中家相殘分、不尽十个所歟、抑万里
小路老尼燒失云々、不便、言語道斷也、

十三日丙子、

晴、法界門・儀同三司・伏見殿以下悉炎上、敵責入、及合戰故也、可謂

言語道斷之外無他、今日合戰竹田以下也、敵陣又及輕輩責入了、

明月光清、不及詩哥宴、無閑事也、

十四日丁丑、

晴、祖父入道殿御月忌也、陣中間、不及作善沙汰、少々恨、精進、

十六日己卯、

晴、精進、誦經、念仏、

十八日辛巳、

晴、兼顯正誕生也、御本地等奉祈念者也、

廿九日壬辰、

晴、御卷数少々到来之間、付申次女中進上者也、

十月大

一日癸巳、

晴、小春朔、尤珍重、

三日乙未、

晴、今日又敵陣責入、武家御藏粉井宿所責落、相国寺乱入、先之

天明程、寺中炎上、寺僧為敵付火云々、七堂・諸堂家、悉不殘一字炎上

此外今出河殿・三条中納言・藤中納言入道・伯二位・中山以下敵

放火、殿中入矢事如雨、奉公面々自諸殿付之、竹田・赤松等馳向、又寺

中細河讚岐守・右京大夫代同六郎、畠山尾張守以下及合戰、敵多以被誅

引退云々、神妙、

今日被成治罰者也、四个大寺忠節之院、宣、同被申請問、予・益光卿為

御使申院了、仍 勅許、即被成進之、親長卿書院 宣、抑武家御重宝・

代々御物悉燒失、又取散了、可謂言語道斷、為之如何、

廿七日己丑、

晴、伊勢齋宮閔務事、於于今者、可被返下条、畏存候、以御局申入女中

之処、雖有子細多、陣中長々祇候、不便至極也、被返下由、被仰下間、

御祝着畏申入候也、即御釵御折紙進上之、上意之至、過分眉目也、此在

所者、去嘉吉度、先公御代為□恩御拝領内也、故柳原宮遺跡斷絶之間、

為闕所御拝領也、其後觀智院殿、依無御料所、被借召、其後又勝智院殿

被成御料所間、不及是非申入之処、斎藤越中入道一期之間、被下之、彼

一廻後、可被返下由、先年□兼□也、但彼入道未存命内令安堵、祝着

、

廿八日庚寅、

雨下、

廿九日辛卯、

晴、早且下向南都、密々為異躰、都護卿以下濟々同道、各申暇者也、予

者十日間也、畏存由申入了、於吉田神主一盞張行、又於山科内藏頭一盞

張行、不無其興、自伏見浦用舟、下着衣比須嶋、入風炉、越中景益用意

夕飯、所窮屈也、

卅日壬辰、

晴、早且自宇治下向南都、秉燭程、慈母御方御座所參着、女中以下參會、

散鬱念、祝着、自修南院有音信、今夜先御坊可同宿云々、然有存旨、

重可參會之由申了、兼顯入來、

十二月小

一日癸巳、

晴、詣修南院、東院僧正(兼暁、綱光祖父兼宣ノ男)入來、雖異躰憚入、對面、竹葉等被隨身、數盃

大飲也、今夜ハ此坊逗留、(チノ修南院光慶カ綱光男)新丸出逢、

二日甲午、

晴、入風炉、及晚歸旅宿、自所々樽以下到來、雖隱密之躰不及返遣謝了、

七日己亥、

入夜雪降、

八日庚子、

晴、雪降、自一昨夜始神事、乍異躰於三笠森傍、奉拜社頭、天下觸穢中、

不及社參、祈念天下靜謐之精誠、無他事、立願在之、当年八月十日也社頭御

造營了、遷御云々、驚耳目計也、殊乱中也、不及年限之延引、尤作感涙

忘歸路、山林之雪只仰花、次興福寺巡礼、次詣東大寺、

九日辛丑、

晴、依招請、詣東院坊、有時、又有風炉、修南院参会、及晚歸宅、

十一日癸卯、

晴、自南都下洛、(上)弁同道(広橋兼頭)於宇治中食、下着山科、(山科言因)内藏頭種々有煩、為

悦々、

十二日甲辰、

未刻計、参(足利義政)室町殿、御樽以下、公武進上之、早速歸参、神妙之由、被

仰下者也、[◎]「

一廿七日己未、

晴、未刻許御参、内・院、御直(衣)垂(御上)乱以後行幸・御幸以後、初度御参、

仍殊更御一献御申沙汰也、先、内裏御参、令五献、三献之時、例式内府、(白野勝光)

予参、御前、五献□祇候人々被召御前、被下御酒者也、次御参、院、御

泉殿(佳善也)也、及七献、公私大飲御酒、室町殿御沈醉也、被進御銀、白

御出家以後、初度御礼云々、千秋万歳、尤以珍重、御礼各十合御樽・

御肴五荷、仙洞□数卅被進者也、

廿九日辛酉、

晴、白織物御服拜領、祝着畏存者也、去年者恒織物御服也、入夜如年々、

美物五色拜領、伊勢兵庫為奉行送給、今日自所□入也、御服者於

御末、春日殿令出逢給也、

『後花園院日野第御幸記』

應仁元年

四月

十日、天晴、可有 御幸内府（百野）亭間、為供奉兼（廣橋）頭（石）着狩衣、（室町殿御服）着浮織物指貫（大口着之）、相具馬、栗毛、水干鞍（段子裏生）、參院、小雜色四本、直垂中間二人、舍人二人、一人淺黃直垂、召具之、予着直衣、袴（下）同參候、今日 御幸儀、兼（公綱）頭令奉行間、為加扶持也、（凡季光為年頃今日供奉也、聞之）頃之御車寄權（御車寄權）御、執權（御車寄權）、種光朝臣、政為朝臣（御車寄權）、季光等參集、寄御車於中門妻戸、（師子御車、御下簾懸之）自南面階間、雖可有 出御、就便宜、御寢殿可為西妻戸之由、被仰下之間、兼頭所仰含畢、御釵同自此簾下可被出云々、御身固在宗朝臣（狩衣）祇候、北面二人（内府）御牛飼・召次等也、悉事具之後、予忿退出、向内府亭、乘八葉車、（備中守頼清有後）已 室町殿渡御程也、三獻事了、令着御直衣（御鳥帽子）給、（寢殿之、足利義親）今出河殿同渡御、於別殿同令着御直衣、未斜計、御參 室町殿、今出河殿・内府庭上令蹲居給、（西上）自中門下御、内府候御簾、先取御釵、賜政為朝臣、令人寢殿東面妻戸給、大文御座着御、（東）面、御座席狭少之故、以小文令敷滿者也、先之 室町殿・今出河殿御堂上、御沓（白川）忠富朝臣獻之、（布衣）今出河殿御沓言国進之、（山科）兩人兼日下知飯尾下給守了、番頭二人（御分）所以御沓祇候、予同加下知者也、自唐棟妻戸入御、御參御前、（室町殿西面、今出河殿南面）次間内府・儀同三司祇候、先有式三獻、陪膳權帥、役送殿上人五人、忠富・永繼（高倉）・政為等朝臣、兼頭・言国、上北面忠弘朝臣并兼俱・兼種等朝臣為手長、此時者 室町殿御一所御參也、仍御三盃一御拜領、今一被召内府被下之、今一御前被置者也、次第撤之之後、今出河殿御參、予先參御前、時宜之後申入了、三獻之（御酌室町殿）後、御湯漬、次被出 勅題、（卅首、有下繪、四季、恋・雜）予一首詠進之、次又二獻、次被

講之、誦師室町殿、講師政為朝臣、講頌權帥・飛鳥井前大納言・民部卿（雅親）、予・左衛門督（鳥丸）益光等也、御製五反、室町殿御詠三反、内府二反、納言以下一反也、発声例式雅親卿出之、次及數獻、大飲御酒也、御盃台四獻之時、内府持參御前、即參御酌、室町殿被仰天盃、内府拜領、再三雖辭退申、一 室町殿被召御酌者也、眉目々々、十獻之後、又御盃、内府持參御休所、室町殿令候簀子給、人々祇候庭上、及乱舞、公私沈醉之間、還幸、御贈物御琵琶、左衛門督持參、執權卿請取之、凡此外御引出物、隨近例種々進上之、自三獻始之、目六有別紙、將又自御台御方、就今日儀被進御重宝、（目六）云彼云是珍重、併可謂万代之嘉模、御前御柵・盃・折以下、嶋等大略 室町殿被下之云々、善尽美尽不及言詞、恩化至也、抑破子、五獻副之、予沈醉之間、大概記之、飛鳥井前大納言・藤中（高倉永豊）納言入道・予三人例式祇候御前、七獻之時、參会人々至雲客有召出、時（洞院）定朝臣振乱舞、重代唐人舞也、不無其興、御台御方女中大略以衣（アキマ）、披露講御聽聞、無程還御也、散狀尋記兼頭統之、還幸、于時晚鐘半也、応安度後普光園院撰政殿下 御幸以後、（百野）室町殿外今度始也、邂逅嚴儀之申沙汰、及一門光華、珍重、（目六）凡俊光卿者後宇多院・後伏見院兩代申御幸云々、委可尋記、

一、今日就 御幸、桜橋兩樹植之、於 行幸者」（○以下欠）